

平成29年6月第11回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成29年6月18日第11回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	こども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育課長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前9時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 小野典子議員、6番 高野 進議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

10番、佐藤正司議員、登壇。

〔10番 佐藤 正 司 君 登壇〕

10番（佐藤正司君） 10番、佐藤正司です。

私は1問に絞りまして、児童生徒の学力向上施策について質問をいたします。

各学校においてわかりやすい授業が行われることによりまして、児童生徒一人一人が基礎、基本が定着し、これを理念と基盤といたしまして、思考力、判断力、表現力や主体的に学ぶ態度が育まれています。そこで以下のことについて質問をいた

します。

(1) 学習状況調査の結果について。

全国学力調査は、教科書に関する調査及び生活習慣や学校環境に関する質問し、調査から成り立っています。そこで今回は、学習状況調査の結果から見えてくる成果や課題についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 学校教育関係ですので、教育長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、私から佐藤正司議員にお答えをいたします。

全国及び宮城県学力学習状況調査では、今議員おっしゃったとおり、教科の学力調査とともに、学力の基盤となる生活習慣や学習の取り組み状況を把握する学習状況調査もあわせて実施しております。平成28年度の学習状況調査における本町の状況を申し上げますと、基本的な生活習慣に関することについてでありますけれども、朝食を毎日食べること、毎日同じくらいの時刻に起きることについては、町内の小中学生とも90%以上が肯定的な回答をしております、良好と言えるのではないかなと思います。

一方、毎日同じくらいの時刻に寝ることについては、小中学校とも全国値をやや下回っております。また、長時間、2時間以上ですけれども、携帯電話やスマートフォンを使用している割合は町内の小学校6年生で約11%、中学3年生になりますと32%、この数字は、宮城県とか全国値よりもやや高くなっております。つまり、本町の子供たちは平均よりも長時間使用しているということが浮かび上がっているところであります。

次に、学習への取り組み状況ですが、家庭学習につきましては、学校の授業以外で平日に1時間以上学習する町内の小学6年生の割合は約77%、2時間以上学習する中学3年生になりますと約22%になります。小学生につきましては、全国値よりも高くなっておりますけれども、中学生では県平均よりも低いという状況になっております。

肝心の授業につきましては、授業の初めに先生がしっかりときょうの授業の目標を提示するあるいは狙いを提示するなど、宮城県教育委員会から示されています学力向上に向けた5つの提言というのがあるんですが、これに関する質問項目につい

ては昨年度に比べて小中学校とも3から9ポイント、肯定的な、つまりどの学校でもそういう取り組みをしているということで、各学校とも授業改善が図られているのではないかなと見ております。

相対的には、学習状況調査の結果から見えてきた本町の学力向上に向けての取り組み課題としましては、1つは基本的な生活習慣の一層の定着を図ると、これが1つ目。2番目は家庭学習の時間の確保、そしてその質の向上ですね。例えば、漢字をずっと書いていただけでは意味がないですね。そういう傾向がたまに見られるんです。3番目、携帯とかスマホの正しい使い方の指導充実させる。4番目、さらに教員の指導力の向上を図っていく。こういうのが見えてきた課題かなと思っております。

また、今年度6月、間もなくなんですけども、宮城県内では学力状況調査はやめました、3年連続。そのかわりに、県内の小学校5年生、今度は5年生です。中学校1年生を対象に宮城県独自で学習意識等調査を新たに実施することになっています。来週あたりから始まるわけですけども、この結果も十分に踏まえて、本町の学力向上の具体的な施策を生かしてまいりたいなと考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 学力調査、学習状況調査については各生徒個人を評価するのではなく、義務教育に関する現状の把握改善ということのための調査と伺っております。

その中で、今基本的な生活習慣についてお話しされましたが、特に携帯電話関係、次の質問と関係してきますけれども、全国値より高いことは、正しい使い方をしていけばいいんでしょうけれども、この辺が問題になってくるのかと思うところでございます。朝食関係、就寝、その辺あたりは全国から比較しても良好な関係だという説明でありました。いろいろ基本的な事項、さらには家庭での生活習慣、学習に関する意欲調査の態度、さらには学校質問、市調査の結果、それぞれに多岐にわたりますして調査されているわけでございます。その中で、亘理町の場合は、被災地ということもありまして、震災等の影響に関する調査というものもあるわけです。そこで、亘理町においてはどのような状況であったかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 震災沿岸部、壊滅的な被害をこうむって、大変な思いをしたわけですが、おかげさまで荒浜小学校は震災後2年後には再興しておりますし、

長瀬小学校、荒浜中学校はことしの2学期で丸3年を迎えるということで、県内で一番早く学校再開しております。そういうことも踏まえて、心的な影響はございません。心的なというのはいわゆる心ですね。トラウマ的なものはまた、例えば津波注意報とか震度4、5なんていう場合は、それについて非常に戸惑いというか、フラッシュバックを起こすお子さんも中にはいらっしゃるという話も、学校から報告ありますけれども、ただ現在6年も経過しておりますし、現地再興も3年を経過しようとしておりますので、落ちついているという状況でございますので、学習面あるいは生活面については震災前とほとんど変わらない状況に来ていると、学校側からは報告を受けております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 項目の中に、授業中に集中できないとか気持ちが落ちつかないという回答率に対して、県平均と比較してどうだったのか。その辺はおわかりでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） その辺は、県平均と比べると全く平均と同じようなレベルでございます。授業に集中できないとかというのは大分軽減されていますけれども、先ほども言いますように、ちょっとした津波注意報とか昨年11月に警報なんかもあったわけでございますけれども、そういう自然災害、特に地震、津波に関して来ると過敏に反応する子供もいるということは否定できない状況にございます。ただ、時間が経過しておりますから、大分落ちついてきているということで、授業に集中できないお子さんは大分減ってきたと見ております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 心理的な問題もありますけれども、落ちついているという状況だということでございます。

そこで、先ほどの生活習慣についての項目の中で携帯電話の問題がありました。

2番目に移らせていただきます。スマホ使用と学習の関係はについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 児童生徒の携帯あるいはスマートホンの所持率でございます。これは、ご案内のとおり全国的に年々高まっている状況にあります。本町の小学校では

25%、中学校になりますと57%の保持率となっております。このように、小中学生の間にスマートホンが急速に普及し、便利で快適な生活をもたらす一方で、先ほども言いましたように、就寝時刻が遅くなったり睡眠時間が短くなったりして長時間使用による心身の影響、そのことが学習あるいは学力への悪影響やあるいは不適切な利用によりまして、犯罪被害、いじめ、金銭トラブル等が指摘されるようになっております。

本町におきましては、今のところいじめとかあるいはスマホによるトラブルとか、そういう報告は来ておりませんが、四、五年前はありました。動画ですね。動画を撮ってそれをばらまくといったこともあったわけでございますけれども、これについては大分学校の指導もよくて、あるいは保護者も非常に関心が強くなっておりますので、そういう事案は昨年、それから今年度に入ってからそういうトラブル等に関する報告はないということでございます。

そういう危惧があったものですから、その対策としまして本町では2年前から、互理町教育委員会と互理町小中学校長会の連名におきまして、児童生徒及び保護者に対してスマホ、携帯の使用時間制限と各家庭における使用上のルールについて話し合っていただくように、スマホ、携帯依存トラブルを防ぐためにという提言を各家庭に配布しております。大分ご理解をいただいて、先ほども言いましたように、五、六年前結構あったわけでございますが、今のところ沈静化しているという、非常に子供たちも正しい使い方をしているのではないかなと思います。

ただ、長時間使うと学習への影響は非常に大きいです。これは、川島隆太先生が脳医学で言っているんですが、2時間以上使うときょう学習したことを忘れてしまうということを言われております。そういうことも具体的に示して、保護者の方に啓発をしているわけでございます。今後も、携帯電話会社等とスマホ親子教室などを開催したり、正しくスマホや携帯電話を使用するよう啓発活動を行っております。指導する先生方もスマホの正しい認識が絶対必要ですので、昨年8月に全員の教職員を集めまして、東京にあるビジュアルアーツという専門的な方に来ていただいてお話を伺っております。そういう中で、学習への影響は間違いなくあるということは事実だと。これは川島先生もおっしゃっているので、全くそのとおりかなと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今、回答いただいたとおりかと思うわけでございます。通称スマホにつきましても、簡単に手軽に情報が瞬時に得られるということと、いろんな人とつながることができるということで、いまや私たちの生活に欠かせない存在になっているのではないかと思うところでございます。

これは全国的なものでございますけれども、10代の子供で63%がスマホを所持しているという報告がございます。スマホが子供に与える深刻な影響についてただいま教育長さんが言われましたように、東北大の調査結果の報告が今大きな衝撃を与えておるということを聞いております。家で2時間勉強してもスマホで台なしというタイトル、なんか本を出しているわけでございますけれども、それを見ますとそのようなことがある。また、ラインは使用時間がふえるほど成績が低下する。そのラインについては、通知音の鳴るアラーム、瞬時にそちらに注意が行くということで、どんなメッセージが来ているかとか、どんな話題になっているかとか、返信しないと嫌われてしまうとか、仲間外れになるのではないかということで、いろんな考えが頭に浮かぶということで社会不安ということが傾向がありまして、集中力に与える影響が多いと言われております。特に、思春期の子供さんにはより強くあらわれることが容易に想像がつくところでございます。

回答にもありましたように、正しい使い方、スマホ常識の認識を学校でも捉えているということでございますが、精神的なところも依存症については親がスマホを使っていて子供にするなということ、なかなか子供は理解できないわけでございますので、家庭でその辺十分、親御さんとも協議をして正しい使い方であれば、1時間以内のスマホの使いですと、学校の成績には影響がないという結果が出ているところでございます。その辺あたり正しい教室、今後とも強く指導方お願いしたいと思っております。

次に、学習課題と改善の取り組み、これまでの亘理町で行った調査結果について学習課題と改善の取り組みについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど申し上げました学習状況調査及び学力検査の結果を踏まえまして、その課題改善に向けて以下の観点で取り組んでまいりたい、あるいは取り組んでいるということでございます。

一つは、何といたっても教員の指導力、資質向上という観点から取り上げておりま

す。もう一つは家庭の教育力の向上という観点から捉えております。まず、教員の指導力、資質の向上でございますけれども、1番目に学力向上サポートプログラム事業というのがございます。指導主事が学校に来て直接指導するわけですが、これも、この積極的な活用。

これは本町にもことして3年目になりますけれども、指導主事を配置しております。本町の指導主事のほかに、仙台教育事務所、総合教育センター、名取市美田園にありますけれども、それらにいる指導主事、そしてまた県内に指導力にすぐれている先生いるんですね、マンパワー活用。指導教員のことをマンパワーと言っておりますけれども、そういう先生方を活用しながら学校においていただいて授業力を向上する、つまり学習するときこういうポイントで続けたほうがいいですよ、子供の発問に対して子供の反応が、こういうのがあった場合、こういう指導助言したほうがいいのかあるいは板書ノートのとり方、細かいところまで指導していただく。こういうことを通して先生方の指導力を向上を図っていく。これは今後も継続してまいります。大変いい成果が上がっておりますので、これをぜひ継続して、今年度も3校やっております。1つは、逢隈小学校と高野小学校、中学校は吉田中学校でやっております。

2番目には、指導主事学校訪問の継続、これは教育委員会で要請するわけです。年1回、仙台教育事務所の指導主事の先生方においていただいて各小中学校の先生方の授業を見ていただいて、分科会で授業について細かく指導していただく、それを通して先生方の指導力の改善とか向上を図っていく。もう既に吉田中学校、長瀬小学校が終わっております。来週月曜日19日は荒浜小学校が訪問ということで、先生方も大変なんですけれども、授業力向上のために大いに頑張っているということでございます。

3番目には各種研修会の積極的な活用と、校内研修の充実を図っていききたいということでございます。具体的には、その教育センター等で主催する教科指導等の研修会、積極的に参加を呼びかけております。今年も呼びかけまして本当に多くの先生方が研修に希望を出して受講しているということとでございます。

その先生方が受講してきたならば、必ず学校に戻って校内でどんなことを勉強してきたかを先生方に伝講する。これを積極的にやっているということです。それをしなければ1人だけの力になってしまいますね。せっかく講習を受けてきたもので

すから、自分だけのものにしないで学校全体のものにするということで、必ず伝講会をやるということをしております。

次に、家庭の教育力向上についてでありますけれども、やはり学力の確かな定着向上は家庭の協力がなければ困難であります。幾ら学校で指導しても宿題全然しないとか家庭学習をしないとなれば全然身につかない。そういうことでございますので、今現在各学校の研究主任っております。各学校で研究テーマを決めてそれを全員でやるという研究なんですけれども、その中心になるようなのが研究主任。それと担当校長、本町の指導主事を中心に、家庭学習のポイントをまとめた町内共通の家庭学習の手引きを今作成して、間もなくでき上がることになっております。これはクリアファイルに作成されております。子供たちは常時携帯することもできるし、家庭において目の届くように置いて、こういうポイントで家庭学習をすればいいんだというのが詳細に書いてあります。1年生は1年生にあるような学習、こういうことをやったほうがいいよということが書いてあるわけです。親にもそのことが意識されれば子供たちへの呼びかけもかなり多くなるのではないかなということで、家庭学習の手引き、これは共通で各学校でもつくっています。各学校は単独でつくっていますけれども、共通のものもつくるということでございます。

それから、放課後とか長期休業中、夏休み、冬休み、教員OB、ボランティア、さらには大学生の協力を得ながら、学習支援を行っている学び支援コーディネーター等配置事業の実施。ことしも、もう既に荒浜小学校やっております。荒浜小学校は放課後ですね、地域のボランティア、先生方OB、ほとんど校長先生なんですけれども、やっていただいております。夏休みは全部やります。そういう学び支援コーディネーター等配置事業、これも継続してやっていきたい。そして、子供たちに少しでも基本的な学習習慣あるいは基礎、基本の定着を図ってまいりたいと思っております。

さらには、近ごろ理科離れというのが言われております。そういうことでございますので、小学生のうちから理系とか理科に対する興味関心を喚起するために例年二、三校、二、三回程度実施している理科特別授業。これも毎年二、三校が希望をとってやっております。これを来年度以降も継続して、さらに拡充してまいりたいと思います。

このように、教員の指導力の向上、家庭教育力の向上、この両面から取り組んで

課題解決に努めてまいりたいなと思っているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 平成28年、県平均の調査結果が公表されております。小中学校とも全国的から見ると平均値が下回っているという結果が公表されております。それを受けて県といたしましては、学力向上に向けた5つの点、先ほど若干触れられたと思うんですけども、自分の考えをノートにしっかり書かせるとか学習時間を確保するとか、子供を褒めるとかいろいろ5つの提言があって、子供の向上を図ることがうたわれております。

多分、互理も県平均よりもこの辺は下がっているかどうかわかりませんが、今回答されたとおり、手引きを作成して家庭学習力の向上、協力を家庭にいただくということで手引きを作成して指導していくという取り組みもされていると聞きましたので、この辺についてはいいのかなと思います。特に、家庭学習の教育力の低下、特に共働きとかさらには核家族、そういうことで家庭環境が大きく変わってきているので、この辺が一番懸念される場所かなと思うところでございます。十分にこの辺を認識されて、向上に努めていただきたいと思うところでございます。

続きまして、2問目の学習指導要領の改訂について入ります。改訂のポイントについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 次期学習指導要領、本年3月末に文科省から告示されたわけでございますが、今回の改訂、この学習指導要領は大体10年ごとに改訂されます。今回の改訂の基本的な点について3点ありますので、それを述べたいと思います。

1つは、教育基本法等を踏まえて、子供たちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成すること。あわせて、子供たちに求められる資質・能力、いわゆる何ができるようになるかを、学校と社会が協力し連携する社会に開かれた教育課程を重視。社会に開かれた教育課程というのが出てまいります。つまり、学校だけで教育課程をじゃなくて、地域住民、保護者の意見も十分踏まえて教育課程を編成しなさいよということでございます。

それから、2つ目は、知識技能の習得と、それを活用し思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する、これは現行の学習指導要領の内容、何を学ぶか。これはそのまま踏襲されているんですが、さらにその上に討論、発表などを通じて

みずから問題を見つけて解決する力を育成する。主体的、対話的で深い学び、これがキーポイントになる。主体的、対話的で深い学び、いわゆるどのように学ぶかを全教科に入れまして、授業の改善を図りながら知識理解の質をさらに高めるということでございます。

この主体的対話的で深い学び、前はアクティブラーニングって言われた。これは文科省では今回の学習指導要領、アクティブラーニングっていう言葉を使わないでこれを使っているということでございます。

3つ目に、先行する道徳の教科化など、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育、健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体の育成を図る。これが3つ目でございます。

授業時間数につきましては、小学校五、六年生の英語の時間が年間70時間になります。つまり、英語が教科化される。五、六年生だけです。今、外国語活動といって五、六年生は35時間やっている。これは外国語活動ですから英語の教科ではない。今回は、あと3年後にはこれが教科化ということで実施される。小学校4年生の35時間、これが外国語活動ということになって新設されます。英語の教科ではございません、三、四年生は。この分、授業時間数はふえますけれども、他の教科の時間数は削減はしないと、今のほかの教科は削減しないということでございます。

教育内容の主な改善事項に関しては、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、そして先ほども触れましたけれども、外国語教育の充実が挙げられております。つまり、グローバル化に対応した英語教育が前倒しされるということになります。

今までの外国語活動というのは、聞く、話す重点だった。これを小学校三、四年生に持ってくる。今、五、六年生でやっている外国語活動、いわゆる聞く、話す。これを今度は先ほど言いましたように教科になってそれに読む、書くも入ります。聞く、話すだけじゃなくて今度は教科になりますので、聞く、話すプラス読む、書くも加えて正式な外国語科、いわゆる英語科となります。改訂のポイントは以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 4点ほど説明がございました。その中で、特に重要なのはアクティブラーニング、教師が講義形式で一方向的に教えるのではなく、学生たちが主体的に

仲間と協力しながら課題を解決するような指導学習、いわゆるアクティブラーニングの導入ということかと思えます。これが加わることによって、現場の先生から部活活動作業、事務作業も含めて準備する時間がなくなってくる、学校の中での負担軽減、検討しないと実現は難しいという声もあります。さらには、英語が教科化されると、小学校五、六年生の担任となればまた繁忙感が増すということが言われております。

新聞に載っておりましたが、学校の先生が自信がないということが載っております。とにかく、自分の英語力に自信がない、東北地方の公立小学校の50代の女性教諭は打ち明けて、6年生の担任として外国語活動の授業をしたこともあるが、幼稚園から英語を学んできた子供に発音が違うと指摘されたこともある。英会話教室に通っている子供も多い。子供によって英語力に差があり、どう対応したらよいのかと悩む先生もおられるということが載っております。この辺あたりの考えは、教育長はどうお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やはり、議員おっしゃったとおり、得手不得手がございますので、大学を卒業するまで英語はやってきているわけです。ただ、専門ではない。特に、小学校の先生方は小学校の一種免許状、二種免許状とはございますけれども、あと専修免許状、大学院まで行った場合は専修免許状というのをもらえるんですけれども、英語に特化した授業というか、講義を受けていないということも現実でございます。

そういう中で、文科省は小学校の先生方、特に高学年、五、六年生、英語科になりますので、それに向けた免許の取得を緩和するとかあるいは研修の機会を多くする。本県の教育委員会でも、小学校の先生を対象にした英語教育の指導の研修会を今年度から開いております。そういう中で、研修を受けて指導力というか指導に自信を持ってもらいたい。

あと3年後には全面的に実施されますので、恐らく来年度からは移行措置というのが入ってまいります、2年間。そういう中で実際に移行措置ですから英語科として対応しなければならない。今のところ、35時間をそのままふやしなさいというのではなくて、15分ふやしなさいと文科省からは言われております。つまり、年間50時間ですね。70時間から50時間だから、20時間少ないんですけれども、その分は総

合的な学習の時間を利用してやりなさいよということですので、来年、再来年は現行の授業時間数で対応できる。問題は、2020年、平成32年になりますよね。そういうとき、学校ではどういうふうに週時程をやっていくかというのも一つの大きな課題になっております。

ただ、文科省もあるいは県教委も小学校の先生方を対象にした英語の指導力をアップするための研修、免許証の弾力的な運用も含めて、今対応しているということでございます。

本町の先生方の英語活動の授業を見ますと非常に積極的です。今現在は聞く、話すだけですので、それが読む、書くとなると子供たちがどういう反応をするか、そしてまた議員がおっしゃったように、幼稚園あたりから塾に入っている子供は発音が全然違うわけです。ネイティブスピーカーをもって、ALTなんかも活用してきますけれども、さっき新聞の記事にあった内容のような先生も多いのも事実ではないかなと捉えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） それでは、最後になるんですか。小学校の英語科の取り組みについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほども言いましたように、今後の文部科学省が示す学習指導要領あるいは宮城県教育委員会の動向を注視していかなければならないかなとは思っております。本町のこれまでの取り組みについてちょっと紹介させていただきます。小学校五、六年生を対象に外国語活動、英語活動の時間数は先ほども言いましたように、年間35時間になっております。これは学習指導要領に示されています。当然やらなければならない。そのうち、35時間のうち27時間はALT、いわゆる外国語指導助手と担任と2人組になって指導するチームティーチングという指導方式で授業を行っている。だから、単独でやるのはもうほんのわずか、ALTを活用しているということです。

本町で特徴的なのは、1年生から4年生においても学校独自に外国語活動を取り入れています。1年生でもやっています。学習指導要領では、1年から4年まではやる必要がない。でも、本町ではやっています。学校独自に外国語指導計画に基づくカリキュラムをつくっております、それに沿ってALTを活用しながら、1年

生は1年生なりの担任とALTが2人で手を組んで楽しく授業をやっている。子供たちも非常に、特に低学年なんかは非常に喜んで英語活動に参加しております。

今後、平成32年度の新学習指導要領、全面実施を踏まえまして小学校の英語教育の充実に向けまして教材の整備とか研修、それから外部人材、ボランティアの方にも、これを視野に入れております。ALTだけでなく、外部人材の活用。そういう条件整備も考えてはいるんですけども、県教育委員会の指導を仰ぎながら対応してまいりたいなと現在は考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 小学校の英語教育科に向けて、既に仙台教育委員会は2020年度で始まる小学校の英語科を見据えて2016年、去年から2016年、2017年から英語教育推進モデル校にただいま申されたALTの配置を充実し指導強化の体制を図っているということでございます。

そうした場合に、各今チームティーチングですか、2人組で英語を指導していくということをやっているということでございますけれども、大越教育長は教員の指導力向上と学校の連携が必要だということで、ただ全小学校にALTの配置は財政的に難しいということをおっしゃっております。ALTの募集を各市町村のホームページを見ると募集開始されているわけですね。おくれをとると、ほかに優秀なALT、例えば日本語も話せて日本の習慣も知っていて、そういうALTを確保するためには先手先手で動かないと各市町村も英語科について積極的に取り組まれているということでございます。この辺の考え、十分経験あるALTの採用についておくれをとらないように、その辺の考えは教育長どうお考えですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ALTの活用というのは非常にメリットがございます。ネイティブスピーカーということで、子供たち、生の英語が発音聞かれるわけでございます。非常に重要な役割を担っている。

本町では、小中学校全ての学校にALTがいて、一緒に授業をやっております。それでも、今後は教科化になればもっと必要になってくるのかなと思いますので、その辺は今後十分考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 子供たちが英語に興味を持ち、そして英語によるコミュニケーション

ン、積極的に取り組む態度を身につけられるように学校、しっかりと支援できる教育体制が必要かと思えます。以上を申し述べまして、私の一般質問を終了いたします。

議長（佐藤 實君） これをもって、佐藤正司議員の質問を終結いたします。

次に、5番小野典子議員、登壇。

〔5番 小野典子君 登壇〕

5番（小野典子君） 5番、小野典子でございます。

私は奨学金制度の充実と資金の活用、もう1点、「ぶらっとわたり」開設に伴う諸整備、この2間についてお伺いします。どうぞよろしくお願ひします。

初めに、前段をちょっと申し上げたいと思いますが、奨学金制度の充実と資金の活用についてです。かつての日本育英会から奨学金事業を引き継いだ独立行政法人日本学生支援機構の学生調査によりますと、昼間の大学生の51.3%が何らかの奨学金を受けているそうです。受給者がふえた背景としましては、親世帯の年収が減少していること、授業料や入学金が高どまりになっていることに加えまして、ブラックバイトによる収入減もあると分析をしております。

先般、国の奨学金が社会問題化しましたのは、この日本学生支援機構が委託した債権回収の会社の待ったなしの取り立てが生んだ問題でございます。大学卒業後、奨学金の返済を初めて半年の時点、延滞金3カ月になっていきますと、氏名、住所、延滞額などの個人情報個人信用情報機関に登録され、延滞者はクレジットカードの発行も不可となり、もちろん自動車ローンや住宅ローンも組めなくなります。延滞4カ月になると債権回収業者に回され、2.5%の利子、5%の延滞金が付加されて負債額はどんどん膨らみ、延滞9カ月には支払督促という裁判所を通した手続がとられ、その数2014年、9,000件にもなっているといいます。さらに、それまで1万人が自己破産をしていることが、NHKのクローズアップ現代でも取り上げられました。

亘理町の奨学金貸付事業の中で、国のような問題はなかったか、町の奨学金の存在を知らずに、国の奨学金を借りた町民も大分いたのではなかったか。また、仮設住宅や避難所で聞いた奨学金への問題、疑問も含めて今回の質問に至った次第でございます。そこで最初の質問です。奨学金の需要が多いという割に、町の新規利用者は平成26年度8人、27年度1人、28年度4人、29年度8人となっております。

(1) 社会問題となった国の奨学金との相違、町の奨学生の減少傾向をどのように捉えていらっしゃるかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育委員会学務課の担当なので、教育長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではお答えいたします。

国の奨学制度の改正についてであります。給付型奨学金を初めとする新たな奨学金制度の開始につきましては、今議員がおっしゃったように平成29年3月31日に独立行政法人日本学生支援機構法改正法案が成立いたしまして、給付型奨励金制度が創設されたわけでございます。1943年に貸与型の奨学金制度が始まりましたけれども、我が国で初めて給付型の奨励金制度がこの4月からスタートいたしました。あわせて、2017年の予算では、無利子奨学金の充実や所得連動返還型制度の導入など、奨学金全体にわたる抜本的な拡充が図られているところであります。

現在、独立行政法人日本学生支援機構では、給付型と貸与型の2種類で運用しておりますが、給付型を受けるためには家計基準や学力基準などの認定基準や要件がございます。また高等学校からの推薦を受ける者が対象になるなどの要件がいろいろあるので、全ての希望者が利用できるものではないのではないかと認識しているところでございます。

亘理町の奨学金制度は、貸与型の奨学金制度ということになります。例年、6名から8名と、少ないときは1名もございましたけれども、大体平均すると例年6名から8名の申請がございます。決して減少しているというわけではないのではないかと捉えております。奨学金には、先ほど言いましたように独立行政法人日本学生支援機構のほかにも、民間などさまざまな奨学金制度がありますので、選択の幅が広がるようになったことで利用者が自分に合った制度を活用しているのではないかと推察されます。そのことが、本町の奨学金制度にも影響をあたえているのではないかと考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいま、国のと町の奨学金の違いということで、町の場合は無利子の対応、奨学金であるということでありまして、参加が少ない原因としては奨学金の数が社会にたくさんふえたということを挙げていただいた。そのとおりだと思

います。

ただ、奨学金を実施している機関というのは、私が調べましたところ、約4,300もあるんだそうです。正直、驚きました。日本学生支援機構というのはそのうちのたった1つなわけなんですけれども、奨学金の利用者数が123万人、利用者総数の約72%で事業額は全体の88%、10億1,000万円だそうです。この互理町の学生たちもその中から多分自分に合う奨学金を選んでいるのかもしれませんが。日本学生支援機構の場合は大学に入る前の2回の予約制というんですか、予約採用というのと、大学に入ってからの在学採用の合計3回申し込みが可能になります。全国の高校とか大学に、大学の窓口を取り扱ってもらっているものですから、制度の周知というのが物すごいわけなんです。

一方、当町の奨学金制度についてですが、ホームページには掲載はあるんですけれども、余りPRはなさっていないのかなと思います。募集期間も、募集時期というのですか、例年広報わたりの1月号から2月号に小さく親子面接会というか、親子説明会という記事が載ってございます。説明会は2月末、申し込み受け付けが3月、採用決定は4月中旬ころとなっているようなんです。申請者や保護者からしますと、高校とか大学に入る前に採用が確定されないというのは非常に不安だと。そこまで待ち切れないということなんですけれども、説明会の時期を早めて、せめて年度末までには採用決定通知が届くようにできないものでしょうか。また、奨学金制度のチラシといえますか、公共施設とか中学校などに置いて情報提供してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 担当の次長から答弁させます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 小野議員さんにお答えいたします。

PR不足じゃないかということがありましたけれども、例えば高校に入るための奨学金制度もございまして、その際には中学校の先生方に互理町でも奨学金制度がありますよということで、それを広くPRしていただければという形ではお願いはしてあります。

あと、予約制度という形になると思うんですが、日本学生機構においても合格証は必要なんです。それから今後いろいろな手続等入ってきますので、そういった

ことを踏まえると最終的には合格通知書が必要になってきますので、その辺も加味しなければいけないのかなとは思いますが、PR不足は、足りないというご指摘であれば、もう少し早目に対応するとか、そういうことも心がけておきたいと思えます。

それから、先ほど教育長が答弁にもありましたけれども、今いろんな奨学金制度がございまして、例えば看護学生のための、そこで働きながらするとそういう給付みたいないただけるような奨学制度とか、定時制で働きながら学校に行つてなおかつ卒業すると免除されるとか、そういった形で多分保護者の方たちはその子供に合った奨学金制度ってどういうものかというものを、しっかり把握はしているのかなという部分もあろうかと思えますので、今後そういった形の動向をしっかりと我々も把握しながら対応していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 事前に、中学校の先生方にもいろいろPRをされているということもお聞きして、そうだったのかなとは思いましたが、住民の方から寄せられた声ということで上げさせていただきました。そしてもしチラシをつくってPRしていただけるということであれば、私はこの奨学金の創始者とも言える今野報恩会の今野やすさん、それから阿部奉公会の阿部亀吉さんのお2人の名前も入れて伝え広めていただければいいなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） この奨学金制度、昭和58年ぐらいから始まっているのでしょうか、もうちょっと前ですね、その辺、私もいきさつを、先日議員とお話ししてこういうこともあったんだなということもわかった部分もありますし、もう少し歴史をひもといて勉強させていただきたいと思えます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） わかりました。私の記憶では、昭和33年ごろから奨学金制度の基本ができ上がったなと思って考えておりました。

阿部さんと今野さんについてなんですけれども、皆様御存じでもいらっしゃるし、あるいはまた知らない世代の方も多くなったのかなと思うので一言だけ申し上げさせていただきますけれども、お2人とも人づくりは教育からということの実践者だと思います。今野さんは師範学校の入学者の援助、つまり先生の教員養成に力を入

れられて、就学児童のあるいは修学旅行へ行けない子供たちの援助とか、あるいは託児所の設置などに力を入れられた方だそうです。彼女の死後に報恩会から残りの財産を町にいただいたということです。阿部亀吉さんについては、県内外のたくさんの学校とか図書館、乳児院の建設にいつも多額の浄財を寄附される傍ら、貧しい家庭の子供たちの学費を無償で寄附されておられたと聞いております。その数100人以上であったとか。当町にも7億円とかいただいたとそしてそれが奨学金の原資になったといったことがあります。こういった2人の熱い思いを町民の皆様にも知っていただいてほしいと思ったわけですが、よろしいでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。

町民の方から、奨学金について指摘されたもう1点といいますのは申込書に親の経済力といいますか、所得基準がなかったということです。先ほど教育長も基準について述べられておりましたけれども、私も今回奨学金の案内を手にしませんが、確かに経済的に支払いが困難な人という記載しかございませんでした。それでためらってしまったという人がいたんですね。また、別の方は委員会に問い合わせたけれども、よくわからなかったので、ずうずうしいなと思われては嫌だということから提出をやめてしまったと言っていました。ちなみに、国の予約者用の場合なんですけれども、本当に先ほどのようにきちっと基準が示されているので、町の場合ですらね奨学金申込書説明書の記載にある経済的に支払いが困難な人の該当基準というのは、どの範囲になるのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 奨学金制度を活用したいというご家庭はいろいろあります。使用の仕方、使途の使い道だと思うんですけれども、例えば学費の一部に使いたいとか交通費の一部に使いたいとか、入学準備金に使いたいとか、そういうさまざまな要件でお借りしたい、貸与したいという形で申し込まれてきております。今回、学費の支弁が困難な学生ですということはありましたけれども、主に私も奨学金の案内ということで載っていますが、その辺もちょっとそういった形でそればかりの方で、申し込まれている方も違いますので、その辺も文面を改めながら考えながら今後対応していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） その辺も改めてということでしたので、本当にその点よろしくお願

いできればと思います。私が、昭和49年に亙理町に奉職して最初の勤務地が教育委員会の学務課だったんですね。奨学金の担当ではなかったんですけども、当時のワタナベ教育長さんが事あるたびに、亙理町の奨学金制度というのは篤志家の熱い思いで始まったものですと、豊かではない家庭の子供たちを援助する、よそにすぐれしものなんですということを誇らしげに、何度も何度も話してくださったものですから、私も豊かでないというところを勘違いしていたようでございます。でも、実際にそのことがよくわからなくて、申請をできなかったという方もいらっしゃるもので、次長のおっしゃるとおり、その辺どうぞ改善いただければと思います。

そしてまた、平成28年度の教育に関する業務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書の中に、申請者にとってより借りやすい奨学金制度のあり方について検討していくという記載がございました。奨学生の選考委員会とか教育委員会ではどのようなことが話し合われてきたのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 先ほども答弁いたしましたけれども、説明会で保護者の方々からよく言われるのは、もう少し金額多く貸していただけるようにならないんですかというのがまず1つあります。それと、使い道として例えば大学生であれば半年の学費を納めるような形になるんですね。半年ごとの納付といたしますか。それから、入学の準備金を用立てるのが大変なんだというお話も承っていますので、月々大学生であれば3万円というのを、その辺の金額という奨学資金の貸し付けの貸与の仕方を変えることもできるのかなということを模索してみたいなという考え方はおります。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員に申し上げます。質問は、簡潔に願います。小野典子議員。

5 番（小野典子君） それでは、（2）に入ります。当町の滞納の現状、さらに滞納に陥った方への救済措置はあるかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 滞納の現状でございますが、平成29年3月31日現在貸与されている方が103名おります。そのうち、残念ながら28人が滞納もしくは遅滞している状況にあります。滞納者への対応でございますが、申請する場合2名の連帯保証人を立てる条件がありますので、まず本人、そして連帯保証人に連絡をし、対応しており

ます。それでも償還が厳しいという方に対しましては、本町の場合無利子という対応になっておりますので、相談の上償還金額の分割等の措置も行っているということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

- 5 番（小野典子君） 低所得者の返済にということでとても配慮しているというお答えをいただいたと思いますけれども、奨学金はやはり学生本人に貸与されているものですから、本人が誠意をもって償還に当たるという誓約書を書いていると思いますね。さらに、本人に返済できない事情が生じた場合については2名の保証人を立てているわけですから、2名の保証人こそが本人にとっても町にとっても万が一の救済者といえますか、救済措置と言えるのではないかと思うんですけれども、町で連帯保証人の方々にこれまでどのようにかかわってきたのか、実際のところその反応はどうだったのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 先ほど教育長の答弁もありましたけれども、本当に残念ながら28年度までの滞納、金額で言いますと800万円を超えるような滞納になっています。その都度、学務課では毎年督促状をお出ししまして、いろいろ対応しておりますし、本人、連帯保証人さんにもお電話をおかけしまして、この辺の支払方法ってどうしますかということで毎年のように問い合わせはしております。実際のところ、一番の問題は学生さんが卒業したら働いた後にお支払いをしていただくというのが筋なんでございますけれども、なかなか今の雇用情勢といえますか、そういったこともありまして、我々としても連帯保証人さんも含めて連絡はしているわけなんです。ただ、連絡をして相談に乗った場合、先ほども教育長が言いましたけれども、分割の払いとかそういったことでどうですかとお話するんですけれども、なかなかそういうことにも応じてくれない貸付者も多いので苦慮している部分もございまして。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

- 5 番（小野典子君） 毎年督促状や催告状で請求しているということなんですけれども、毎年という期限が余り長過ぎるとどんどん滞納につながっていくんじゃないかなと思うんですけれども、もう少し短期間で勝負をするような方法とか仕組みとか、それを考えていかなければならないんじゃないかなと思うんですが、いかが

でしょうか。何か仕組みづくりみたいなのが必要ではないでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） そうですね。早急にということなんですが、それは話し合っただけでいただければいいんですけども、先日も一括して100万円単位でお払いになった方もいらっしゃいます。その辺は粘り強くやっていくんですけども、どうしても滞っている場合に関しては、やはり債権条例とか考えながら今後対応しなければいけないのかなという感じは持っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 連帯保証人をつけているのは、学務課の奨学金だけでなく、例えば都市計画課の住宅入居料とかもござりますよね。そういった同じような共通点のあるところと一緒に取り組みをしないと、片や学務課ではこういったものを取られるとか取られないとかいう町民の不平不満にもつながるので、ぜひ各課と連携しながらこれは実施していかなくてはならないんじゃないかなと思うんですが。

例えば先ほど申し上げた仕組みづくりとかルールづくりという言葉なんですけれども、やはり余り大きくなってしまっただけでは誰でもお金というのは出しにくくなるし、出せなくなってくると思うんですね。幾らあっても。それで、できるだけ短期間のうちに、例えば極端ですけども、1カ月滞納したら本人にももちろん電話をする、3カ月になったら、2カ月になったら保証人にも連絡をする、そしてまた3カ月になったら保証人さん、あなたからもいただきますよみたいなことをほのめかすとか、あるいは保証人の方にもう少し本人をサポートするようなことでお力添えをいただくというか、サポートいただくというか、保証人さんを活用していくようなことを皆さんで考えていって、できるだけこういうことを短期間のうちにというか進めていただければと思います。

私も税務課に5年ほど徴収係でいたので、なかなかこういうこと、町の方にお金にかかわることを言ったりせついたりというのは、本当に大変だなということがわかるんですけども、債権回収条例なんかができればもっと手際よくというかやわらかい中にも厳しくというか、厳しい中にもやれるのかなと思いますが、現在はそういうこともないので、せめて関係課の中で協議をしながら進めていただきたい。

そしてまた、課内でも通常1人や2人、債権回収に当たっているのが常だと思うんですが、課内の中でもいろんな法律を読み解いてみんなが一緒に理解していく、

担当者を応援していくというムードづくりをやっていただければいいんじゃないか
と思いますので、そういったことを提案して次に移りたいと思います。

(3)です。町の篤志家の遺志を継いでいる奨学金なんですけれども、毎年優秀
な人材を育てているわけですが、奨学金を貸しました、返還しました、はいさよう
ならと縁を切るのは非常にもったいないと思います。奨学生の将来と町の未来をリ
ンクさせる、奨学生にも町にも魅力的な規定に充実させたいと考えておりますが、
そこで次の質問です。

卒業後も町に定住して就業する奨学生向けに、奨学金返済の一部を支援してはど
うか。町長のお考えを伺います。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほども次長から一部ありましたけれども、毎月開かれます教育委
員会定例会においても教育委員さんから亙理町の奨学金制度をもっと活用されるよ
う見直しの検討が必要でないか。例えば、もっと金額を多くするとか、そういうご
意見はいただいております。

したがいまして、今後国の制度なども参考にしながら、ほかにもいろんな奨学金
の制度があるわけでございますので、その辺と照らし合わせて今後検討してまいり
たいなど。定住してもらうようになれば最高いいんですけれども、そういうことで
奨学金制度を活用して定住促進というのも視野に入れて今後検討してまいりたいと
思います。

議 長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 若者の定住を願っているという町の思いを伝えることに意味がある
と思います。教育長から話もありましたけれども、奨学生が卒業後一定期間町に居
住して働いた場合、Uターン、Iターン、Jターンして住み続けた場合に、例えば
岐阜県白川町では年間12万円を限度に10年間の支援をしてくれるということでござ
いまして、宮城県石巻市では20万円を限度に3年間、栃木県佐野市では4年間勤務
すると一律12万円を免除するということになっているようです。

私も試算をしてみました。ことしの奨学生8人を、大学生高校生半々と仮定して
それぞれ1年間分、現在8年、6年ぐらいで返還しているそうですが、その1年間
分の返済額を免除したとすると、100万8,000円というくらいになります。どうい
ふうに設計するかによるんですけれども、8名の若者の就労と定住が確保されるん

でしたら、割に合わない話ではないのではないかと考えます。ぜひ、ご一考いただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、奨学金のもととなっている奨学教育基金のことについてであります。亘理町奨学教育基金の現積立残高は29年度1億9,533万593円となっております。大型定期の運用利率0.001%だと年間1,950円という微々たる利子しかつかない状況にあります。このような折に、基金に属する返金をもって子供たちの教育環境整備に活用することこそ生きた使い道と言えるのではないかなど考えたりしているわけですが、そして亘理町奨学教育基金条例の中に第5条、第7条という規定がございまして、町長がそれをできる、処分もできるという規定もあるわけですから、奨学教育基金、4番です。

子供たちの教育環境整備等に活用する計画についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 現在、奨学教育基金残額でございまして、1億9,100万円でございます。その基金の利用につきましては学校施設の老朽化対策に利用できないか等について庁舎内で検討しているところでございますが、しかしながら奨学金そのもの制度見直し等がされた場合のことも考慮しなければならないだろうと思っておりますので、今この使い道については今後の検討課題とさせてもらえればなと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5番（小野典子君） ただいま、教育長から奨学金制度の見直しもあるのでということで、奨学金制度もやはり見直しをしていただいてより充実したものになるのかなど期待をしております。以上で、1問目の質問を終わりとします。

続きまして、2問目は「ぶらっとわたり」開設に伴う諸整備についてでございます。亘理町文化財マップの冊子に、県南浜街道の観光周遊ルートも発刊されました。さらに、ぶらっとわたりのサイトが開設されて、町の観光事業への取り組みが一挙に開花しました。

特に、選定場所の観光ルートをつくり、即座に所要時間も計算してくれる5カ国語対応のぶらっとわたりは、4月21日の河北新聞の掲載と同時にみんなの話題になりました。町の発展が加速化するというイメージで語り広められています。このサイトの手軽さ、便利さで多くの人に愛用され、交流人口が一層拡大されるように期

待しております。これまでも観光地や文化財については地域の人々が訪れていたところではありますけれども、今後は歴史に興味を持った町外の方々や地方の神社仏閣に興味を持つという外国人の観光客を迎えるに当たって、次の点を伺います。

(1) 観光客が訪れる文化財や観光地、施設等の所有者、管理者、そしてまた飲食店経営者の皆さんに、資料説明の配布とか観光事業への協力を改めて依頼してはどうかということです。お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亙理町が自信を持ってお勧めいたします観光スポット検索サイトぶらっとわたりにつきましては、サイトの構築を行う際に関係する施設あるいは飲食店には当然了解を求めています。そしてまた、ご協力をいただいているところでございます。

ご指摘のとおり、このことにつきましては例えば飲食店の面ですとか、当然当事者になるわけですし、受益者になるわけです。関係者の方々には連続してそういったお伺いを今後とも続けるということでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） このサイト、これまでに活用した人数とか件数というのはおわかりになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 商工観光課長から数字をお答えしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、ぶらっとわりの直近の数字でございます。5月31日までの数字でございますが、3月27日に開設いたしまして5月31日まで。まず、サイトを開いた数でございます。セッションと申し上げますけれども、こちらの数が4,648。続いて、サイトを開いた人、ユーザーと申し上げますけれども、こちらが3,474。サイト内で読まれたページ数につきましてはページビューと申し上げますが、1万8,049件でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ありがとうございます。

最初の質問ですが、サイトを全然開けないというか開かないというか、スマホをお持ちでない高齢の管理者さんとか所有者さんに対して、ここの中で紹介されてい

るような内容のチラシをつくってお配りしてはという意味で申し上げたんですが、その辺いかがですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ぶらっとわたりを作成するに当たって一番最初に参考にいたしましたのは、既に数年前から観光協会で作っていますけれども、観光ガイドマップです。亘理町の観光ガイドマップを作成し、その中身を毎年見直しをかけながら各店舗とかいろんな施設に配っておりますので、そちらを参考にさせていただければと今のところ考えております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 了解いたしました。

それでは、（２）に入りたいと思いますが、今度はおもてなしをする側に私たち回るわけなんですけど、おもてなしをする町民への周知啓発というのは今後どのようにしていくのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 多くの観光客の方々を呼び込みたいという思いは全国どこの自治体でも同じ考えだと思います。おもてなしという言葉が最近大変な流行語となっております。これまで以上に気軽に使われるようになっておりまして、おもてなしと観光は今や切っても切り離せない言葉となっていると認識しております。観光客をおもてなす主役は何とんでも地域に住む方々ですので、いわゆる町民ですので、何よりも大切なことは受け入れる理解とともに自分の住む町をどれだけ好きになれるか、自信を持って観光客の方に紹介できるかというところを、ぜひ育んでいくことが大変必要だと思っております。

これまで、亘理町の歴史を知るために講座、後援会、あるいはまた郷土資料館でも開催しておりますが、今後観光を視野に入れた研修会等についても開催してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 自信を持って観光客に紹介できるような研修会、観光を主にしたわかりやすい研修会を持ってくださるとのこと、大変よくわかりました。

それからまた、いずれでいいと思うんですけども、中学生や高校生に日本語あるいは英語の説明板を暗記していただいて、観光大使を務めてもらうという試みも

検討されてはどうかと考えております。1年くらい前のことなんですけれども、四国、四万十市の高校生たちが四、五人、1カ所ずつ英文を読み回って外国人観光客をエスコートしていた情景を見たことがあります。緊張もしておりますし、笑いもありますし、いろいろ発音を教えてもらったりということで、いろんな面でも効果的だなと感じたので、ぜひ今後参考にさせていただければと思います。

3点目なんですけど、道路から離れて入り組んだところにある文化財等への道案内板とか表示板等の設置は十分でしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ぶらっとわたりには、スポット検索の中で歴史文化で27カ所を挙げてございます。行きたい場所の詳細を検索すると写真や地図情報が表示され、山手にある文化財でありましてもたどり着くように工夫されております。今後、このシステムデータ等に関しては、追加補足や道路案内板などの設置が必要かどうか関係課と再度検討したいと考えております。

また、町内の各観光看板につきましては手直しが必要と考えており、関係部署と連携を図りながら今後検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5番（小野典子君） ぜひ、梅雨前に行ってお調べいただきたいと思います。私も見て回っておりますけれども、懸念していた鹿島緒名太神社とか湊神社、鹿島天足和気神社なんかについては、一応サイズも色もまちまちなんですけれども、さびているのもあったりしましたけれども、一応あったんですね。でも、ただいま町長から見直しも必要だということで統一された道案内ができればなと思っております。

もう一つ、現在各地区のまちづくり協議会では、こういった文化財等の調査とか里山コースなんかも整備しているようですけれども、観光資源の掘り起こしなどをぜひまちづくりとも一緒に実施してぶらっとわたりの内容ともに充実させていってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご指摘のとおりだと思います。6月11日日曜日互理区まちづくり協議会が城下町ゆかりの場所ということで、現在ゆかりの表示が立っていますよね。あれを起点に約1万歩ぐらい皆さんお歩きになっていると思うんですけれども、吉田地区でもそういった試みをしているし、逢隈もしています。こういったことは、

まちづくり協議会の事業の中で積極的に取り入れております。これは、先ほどのような質問にあったように、互理を知る、11日のアンケート、私も見せてもらったんですけども、半分以上の方、初めて参加でこういうところ互理にあったのかなということで、そういったアンケートがありました。だから、相当互理を知る上では、行事というのは大変大事だなと思います。

それから、今ご指摘のあった看板等につきましては、私は非常に互理町はどちらかというともだまだ足りないなと、大変ほかから来た方々に対しては、特に経路については行き場所、例えば槻木大橋から荒浜に行く場合の経路、山形の方がわからないんでないかと、必ずしも皆さんナビ持っているわけでもないですし、そういう面では非常に少ないなと認識をしております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） これが一番大事なことじゃないかなと思いますので、もう一つお伺いします。各観光地等の駐車場とトイレについてなんです、どのように対処していくのかということです。子供たちの文化財めぐりなどをやる際には、平日でございましてから交流センターに立ち寄るというコースを組んで利用させてもらっていると思いますけれども、日曜日、土曜日の場合ほかから来た観光客の方がトイレとか駐車場がわかるようにという表示といいますか、この辺の対策をどのようにお考えになっているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 卑近な例で言いますと、今回たしか予算にも計上していると思いますけれども、互理地区まちづくり協議会で里山で愛宕沢のところにトイレを設置する予定になっております。例えばそういうことございまして、必要に応じてといいますか、トレッキングする方、結構最近ふえ始めてきたということで女性の方、男性の方だったらある程度自由にできますけれども、女性の方々が特に対象にということでそういった場面も出てきたので実際実行団体になっています。それはこれからの流れの中で考えていければと思っております。

あと、レベルの問題あるわけですね、トイレにしても、そういったことも含めまして随時検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） その辺ぜひよろしくお進めいただきたいと思っております。

それでは、（４）に入ります。３月定例会の一般質問で、私は悠里館２階の空き室の活用の一例ということで観光センターも考えてはどうでしょうという提案をさせていただきました。場所はさておき、いろんな、例えば亘理の丸ごとコレクションであったり、いろんなマップ、亘理の情報を補完して提供するという観光センターをそろそろ考えてはどうかなと思ひまして、ご質問させていただきます。観光センターの設置場所も含めてあり方等についてもご回答いただければと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 以前も観光案内所の設置についてのご質問があったと思います。現在のところ、町内の各行政施設を初め、ＪＲ亘理駅や鳥の海パーキングエリア、町内飲食店等に観光パンフレットを置きまして、配布についてご協力いただいているところがございます。しかしながら、今後の観光事業を充実させていくためには観光センターは必要不可欠と考えております。絶対必要だと思っております。設置の重要性については、本当に十分理解しています。

町といたしましては、亘理町の情報発信基地であります悠里館の一室を利用して、観光情報を提供する案内所を設置したいと考えております。しかし、人的配置、運営費、何よりも観光センターとしての運営方法、情報をどのように提供できるかを十分に検討しなければなりませんので、現在協議をしているところでございます。

実際、私の気持ちとしてはすぐにもやりたいんですけれども、１つの事業を展開するには財政、財源の措置も必要になってきます。それから、今言ったように運営、しっかりやらないとだめなので、担当課は商工観光課の課長に、せめて俺の机だけ１つ置けないかと言っているんですけれども、というのは観光協会の私、会長も兼任しています。これが、うちの担当課長は大変慎重でございまして首を縦に振ってくれないんです。それだけ、事務部門は慎重なんです。ですから、その点をご理解いただき、気持ちとしては今すぐにでも観光案内所をつくりたい気持ちですけれども、ここは一つ慎重に運ばせていただきたい。

先ほど言いましたように、まずもって一番大事なことは町民の方々、亘理町を大好きになることだと思います。自分の町に自信を持ってもらうこと。それが交流人口をふやす一番の要諦だと思いますので、そのための情報発信の基地として悠里館が最適だと思っておりますし、しかもこの間、前の議会で議員さんからご質問があっ

た図書館の利用あるいは悠里館の利用なども含めまして、悠里館の最大の価値を出していくことを含めまして、今後の方向性を出していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 本当におっしゃるとおりだと思います。

ただ一つ、いろいろお考えになるのはいいんですけれども、1階にある商工会とのかかわりといいますか、商工会とも一緒に協議してやれば、人的な問題とか解決できる面もあるんじゃないかなと思ったりしますけれども、その辺いかがなんでしょう。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 東京都知事の小池さんのまねするわけじゃないんですけれども、それらも含めて方向性を検討していきたい、そのように思っています。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） わかりました。それでは、私たち一人一人も自信を持っておもてなしができるように努めまして多くの方に来ていただけるように期待しまして、私の一般質問を以上で終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって小野典子議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。休憩。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、高野 進議員、登壇。

〔6 番 高 野 進 君 登壇〕

6 番（高野 進君） 6番、高野 進でございます。2つ質問をいたします。

まず、1つ目、就学援助費等の支給時期についてであります。小中学校の就学援助費などの支給時期を前倒しして支給してはどうか。

例年は4月の新学期以降、通常ですと7月であろうかと思えます。支給時期は該当家庭の経済的負担軽減を目的に、学用品や制服購入等で出費がかさむ小中学校の入学前及び進級前の1ないし2月を私は提起しております。前倒し支給はいろいろあるわけですが、次の就学援助奨励費で学用品購入が対象であります。した

がって、学校給食費あるいは医療費通学費等は対象にしておりません。

私の質問、項目は（１）要保護、準要保護児童生徒就学援助費、それと特別支援教育就学奨励費の２つの事業費でございます。現況を若干申し述べます。要保護というのは生活保護を受けている方でございますが、要保護、準要保護児童生徒就学援助費で要保護生活保護世帯は３月時点ではゼロでございました。今、若干ふえていくかと思えます。それと、準ずる世帯392人、増加傾向にあります。

通告の対象は学用品のみでございますので、児童392人、当時３月予算編成時では894万円、約900万円近くあります。全児童生徒、対象児童生徒に占める割合は５月１日現在在籍人数でございますが、約23%、同じく児童ではなく生徒、これは243人、予算は1,379万円、約1,380万円、243人は、５月１日現在在籍人数からいきますと約26%でございます。学用品のみの対象人数、合計で635人、対象金額合計約2,280万円になります。対象児童生徒ですが、635人は５月１日現在の在籍人数で割りますと約24%、４人に１人となりますが、大変な数字でございます。

次に、特別支援教育就学奨励費、これは特別支援学級などに就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を目的としております。予算総額は1,929万円。これの対象者でございますが、人数、学用品購入対象の児童36名、同じく生徒13名、合計49名、対象金額の総計は77万8,000円、約78万円でございます。以上が、現況を申し述べました。ご返答いただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長より答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、高野 進議員にお答えいたします。

要保護、準要保護就学援助費と特別支援教育奨励費は関連がございますので、一括でお答えしたいと思います。いわゆる就学援助費につきましては要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費、特別支援教育就学奨励費があります。交付に関しましては、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づきまして交付されるものであり、亘理町児童・生徒就学援助要綱も定めております。

事務手続におきましては、文部科学省が定めております要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領に基づき対応しているところであります。

す。

就学援助費の支給時期に関しましては年3回学期末ごと、つまり7月下旬、12月下旬、3月下旬としております。これにつきましても事務処理要領に基づき事務処理を行っているところでありますけれども、町の事務におきましては前年度2月に学校に対し、新年度に係る事務計画の連絡及び事務内容の打ち合わせから始まります。3月には新年度事業計画を宮城県教育委員会に提出し、新年度に入った4月からは要保護及び準要保護世帯の認定、支給額の算定、要保護及び準要保護児童生徒の認定及び就学援助費支給計画の通知等の事務が生じてまいります。

同時に、学校におきましてもそれと類似した事務が生じてまいります。3月4月、3月末ですね、町、そしてまた学校の職員の異動、そして児童生徒の転入転出の異動も多く、事務的には非常に繁忙する時期であります。そして何よりも県からの交付決定額の内示が6月になりますので、7月下旬の支給時期になるのが現行の要綱のもとでの支給状況になります。

しかしながら、要保護児童生徒援助費補助金に関しまして国で改善の動きがございました。平成29年3月31日付で文部科学省より改善に向けての通知があったところでございます。改善内容につきましては新入児童学用品等、いわゆる入学準備金についてこれまで小学校入学前の3月には支給できなかった点を改善するため、今後は小学校入学前でも支給できるよう補助金交付要綱を改正する内容でございます。また、準要保護児童生徒援助費補助金に関しましても、実施が可能かどうか今各市町村にアンケート調査が行われております。今後、動向を十分に注意しながら事務手続を行ってまいりたいと現在考えているところであります。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 現在までは、7月ころになるだろう、文科省からの指導通知では事前に就学前でも出したらどうか。今、各市町村調査というアンケート、県でやっているんですかね。やっていると言いました。たしか、教育長、申されたとおりにこれからのことですが、これは平成29年3月31日付で文科省初等中等教育長局長名で各都道府県教育委員会教育長宛てに通知が出ております。これは本物のコピーなので。

一応これ、要点を申し上げますと、新入学児童生徒学用品等の予算単価等の一部見直しであります。教育長おっしゃったように、新入学児童生徒学用品費等、入学

準備金ですが、小学生が従来が2万470円から4万600円、中学生が2万3,550円から4万7,400円、ほぼ倍増。これが通知でございます。それに援助が必要な児童生徒等の保護者に対して必要な援助が適切な時期に実施される、要するに入学前であろうと思います。また、新入学児童生徒学用品費等の支給を、従来は中学校入学だけでした。それが、小学校に入学する年度の開始前、要は就学予定者を追加する、それを支給することができるとう要件が改正されております。その趣旨を踏まえ、二、三聞きます。

援助が必要な児童生徒等の保護者に対して、さっきも言ったわけですが、必要な援助が適切な時期に実施される、私の一般質問通告は1ないし2月に支給されてはどうかということでございます。これについては事務手続上大分煩雑になるだろうと、私も伺います。これについていかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） このたびの改正といいますか、要保護に関して特に改正点がございました。準要保護に関しても要保護指導就学援助補助金に沿った対応をするわけですけれども、特に要保護生活保護世帯と置きかえてもいいかと思うんですが、社会福祉事務所で管轄しております、日程等ですね。

それに基づいて私どもも社会福祉事務所に問い合わせたところ、入学準備金に關しましては3月20日ごろ、遅くても4月5日ごろの支給になっておりますということ報告を受けておりました。ただ、準要保護に準ずる場合、互理町の中では488人該当するんですけれども、平成29年度において、それを要はどの年度の所得で算定をするかということに決まってくると思います。それを見通しがないと例えば前々年度であってもいいのかどうかということになると、意外と問題も大きいのかなという気がしますので、その辺は慎重に今後いろいろな市町村の動向を見ながら対応していきたいなどは考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 確かに次長のおっしゃるとおりだと思います。おっしゃったのは厚労省関係になりますかね、これ。3月20日ごろ云々で4月中、厚労省。実は、もう矛盾するのかなと。これは文科省なんですよね。文科省では入学前に支給。今の話になると所得の把握ができない。厚労省は所得把握できるかな、3月、4月。いずれにせよ文科省から来ている、それに絞って話をしますと、もう来ているわけです

ね。前々年の所得を基準にして支給するという考え方はできないものかどうか。それがあるかどうかですね。私は前々年の所得しかないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 先ほど言いましたように、要保護に関しては社会福祉事務所で生活保護世帯を把握している。そのために早く認定することも、認定といえますか、入学準備金を該当する子供がいたら対応できる、それが1つあります。

ただし、この就学援助に関しては要保護に関する、それから特別支援に関すること、それからそれに関しては国から少しでも補助金が出るんですけども、それと被災において宮城県被災児童生徒就学援助事業というのがありまして、被災に関する就学援助児童の対象に関しては県から補助金がおりになっています。あとは、準要保護に関しては特別交付税措置がされているといっても、町の一般財源なわけなんです。そういうことに関連もありますので、我々としてはきちんとした対応をとりたいなど。というのは、しっかりした認定を行いたいという考えでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） そうすると、どうしても入学前の支給はでき得ないと捉えていいですか、現時点で。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今の事務従事を見ていると、ちょっと難しいと言えます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 今の時点では難しい。今ここでいうんじゃなくて文科省の通知をまた深く掘り下げて、県とか県内の教育委員会、調査されて対応されるように。できれば、入学前に文科省の通知で対応されるようにと申し述べておきますが、事務処理、煩雑だということ、既に実施している自治体あるわけなんです。また予定の自治体があります。参考までにこれは宮城県じゃないですが、能代市、秋田市、一関市、調べられたらどうかと、どういうふうに所得の把握、あるいは前々年の所得じゃなくてどういうふうにして、基準にして支給しているか。それと、議会の当然議決が必要なわけなんです、それについては県内の名取市、柴田町で動きがあり

ます。十分に調査をされて対応されるように申し述べますが、予算の関係ですとちよっと触れます。

要保護については、要保護、生活保護世帯でいいんですけど、国の補助が2分の1以内というふうになっているんですね。下回るといえるか、準要保護については先ほど次長が申されたように、国の補助は一般財源化されたわけなんです。ないということではありませんが、一般財源化された。単価は自治体の裁量に任されております。その辺を十分念頭において支給時期あるいは金額についても対応されるように申し述べて、2つ目の質問に入ります。

簡潔にいきます。2つ目ですが、割山からの採石完了後の跡地についてであります。割山、御存じの方多いと思うんですが、行政区は祝田西区であります。愛宕山、私から見て真っすぐ正面のほうですね。愛宕山から角田市、手前の北側、そこから震災復旧復興のために採取された土の量は約70万立方メートルに上ります。これは3月31日現在です。平成26年3月の定例会で一般質問した町長当局からの答弁は、跡地は森林環境を保全するためのり面の緑化を行い、底地には杉を植樹するとなっています。今後のスケジュールをお伺いするわけですが、若干苦言をしておきます。

ことし3月末、土の量は先ほど70万立方メートルと申し上げました。本年度予算書、3月で海岸線緩衝緑地整備工事ということですね、約5万5,000立方メートルを採石されました。したがって、合計約76万立方メートルとなります。膨大な量といっても、私はあまり来ないんですが、御存じの方は東京ドーム見たことあると思うんですが、通常東京ドームがどうのということをおっしゃいます。124万立方メートルです。その約60%に匹敵いたします。

跡地ということ、さっきのり面のことを申し上げました。これも3月末はのり面工発注分含むわけですが、約9.3ヘクタール、平場面積約2.7ヘクタール、これは東京ドーム使っても仕方ないので、ちなみに、開発事業区域の総面積は約12.4ヘクタールです。公共ゾーン、悠里館の東ですが、あそこの面積にほぼ匹敵します。膨大な面積であります。

そこで当初に戻ります。今後のスケジュールについてお伺いいたします。ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 割山採石場につきましては、土石の採石を目的といたしまして宮城

県と臨時開発協議及び採取計画協議を実施しております。採取可能土量につきましては、議員おっしゃるように約150万立方メートルであります。採取期間は平成29年11月までとなっておりますけれども、今後の復興事業及び通常事業の状況を考慮した中で、現在民地開発等の見直しを行っているところであります。今後、平成34年11月までの5年間の期間延長を図り、事業に必要な盛り土材を確保してまいりたいと考えております。

また、切り崩したのり面につきましては、森林環境保全のため緑化保護を行っております。採石完了後につきましては、現在のところ宮城県との林地開発協議の中で再び森林として利用するよう指導されておりますので、底地には杉等を食材するとなるだろうということで現在は考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 平成34年まで5年間、まだ続くということで捉えてよろしゅうございますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） そのとおりでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 町長の答弁の中でも、杉を植えるとか申されたわけですが、さてこれから5年間開発行為をするわけなんですね。すると、要は杉を植える、杉を播種ですね、育苗、植栽する、ある程度まで、約3ないし5年間かかるかと思うんです。この辺確認したいんですが、担当課長、よろしければ。そこから始めます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長の答弁求めているので、担当課長に。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 杉の苗の播種の関連のことだと思いますが、今後計画を5年延伸してというお話、町長の答弁でいたしました。そこまでとりましても全体150万立方メートルございまして、その3分の2ほどしかいなくて、あと3分の1ほど土量が残ると思いますので、恐らくですが、また再度の延期ということで採石は続くかと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 採石は土量の採石というか、それがもっとかかるんじゃないかと、

5年以内じゃなくて、それはそれとして結構です。

さっき申し述べたのは、播種をして育苗して植えるまで3年から5年かかる。それから種をまくんじゃなくて、それに向けて計画どおり進めていったら、ああ採石が終わった、ああ植えられる、当然ある程度の成長が必要です。そういうことからスケジュールをきちんと組んだらどうですかということでお伺いしています。いかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 林地開発上、もともと山が杉の木が多く、生い茂っていたということで、杉などということで予定してございますが、林地開発はその後の状況の変化、跡地の利用計画が見えてきた段階で変更ということも可能でございますので、今から全面積分播種を準備するということはまだ早いのではないかと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問、私からも申し上げます。今都市建設課長が言ったとおりでございまして、現在は杉を植えるということですがけれども、ご案内のようにまだ期間があるものですから、場合によってはほかのものに利用できるのであればという柔軟な考えも残しておくということでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 柔軟な考えというのは、なかなかいい言葉なんです、やはり計画をつくって、長くかかるわけですね。植樹しているということですので、やはり状況によって変わるとか柔軟ということじゃなくて、きちっとしてせめて半分ぐらいはこうしていこうと、いつから播種すると、あとの半分は変更になるかもしれないとか、そういう計画を立てて実行されたらどうかと申し述べたのですが、再度お伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 申し述べたとおり、現在のところは杉でもって植栽するということですがけれども、議員もご案内のように非常に世の中、変化が激しいでございます。ですから、例えば町にいろんな情報も入ってきております。あその土地利用のこととかいろいろ入ってきております。この辺ももし可能であればということもありますから、必ずしもそれにこだわらないで、一応は基本的にはそうなんだけれども、

そういう場合は柔軟に対応すべきだなという考えでご理解いただきたいということでございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 発言を結ぶわけですが、あそこはすり鉢状に今なって非常に危険です。町長、今申されたように、別の用途も話があるやに伺っております。推測で申し述べるのは差し控えたいわけですが、早目に手を打って当町の主導であそこを始末というか、されるように望んで私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって、高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、2 番、渡邊重益議員、登壇。

〔2 番 渡 邊 重 益 君 登壇〕

2 番（渡邊重益君） 2 番、渡邊重益でございます。

今定例会は休日議会開催ということでこの仮設プレハブ議場ではありますが、町民の方々が多数来ていただいております。他の定例会におきましても、議会傍聴に多数の町民の皆様にも足を運んでいただけるよう、最後の一般質問者として議場内の空気をそんたくしてしっかり臨みたいと思いますので、齋藤町長にはどうか前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして今回は大綱1点、防災対策について質問をいたします。

東日本大震災を契機といたしまして、大規模な災害に備えたハードソフト施策の適切な防災対策の重要性が認識されるようになりました。本町では、今年11日に亙理町総合防災訓練が町内全域で一斉に行われました。ことしは昨年と比べ約2,000人も多い8,510人の町民の参加が得られるなど、自主防災組織と地域防災力向上に向け、改めて防災意識の醸成につながるよい機会になったと思います。これらを踏まえ、災害に強い地域づくりを目指し被害を最小限に抑える防災体制の整備や防火対策など、以下細目3点について順次伺ってまいります。

初めに、細目1点目の消防用設備の維持管理についてであります。この消防用設備の設置に関する経緯には歴史的な背景がございますので、少々申し述べたいと思います。昭和36年の消防法施行令の制定により、全国的に制度化されましたが、当初はその維持管理に明確な基準がございませんでした。そのような中、昭和47年大阪の千日デパート火災で死者118名、昭和48年熊本大洋デパート火災では死者103名

という大惨事が起きました。これらの災害における被害拡大の原因の一つとして、消防用設備の機能不良や管理不適などによる使用法など自主管理の不備が指摘されました。そこで、消防用設備等の保守の徹底を期するため、点検報告制度が制度化されました。

そこで本町では、消防用設備を要する公共施設管理者に対し、どのように指導を行っているのかお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 公共施設における消防設備の設置につきましては、消防法の基準に従いまして設置しているとともに、防火管理者を配置して適正に管理しております。また、各施設ごとに定期点検を実施して、その内容を消防署に報告し、定期的な消防署の立入検査も受けております。なお、各施設の消防管理につきましては、その施設長となっておりますことから、今後も法令を遵守し消防設備の管理に万全を期するよう指導したいと思います。

議 長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 町長のただいまのご答弁からは、定期的に立入検査を受けているとのことですが、立入検査とは管内の防火対象物や危険物施設等に、建物や設備が消防法令に基づく基準に適合しているか否かを消防職員が定期的に検査するものでございます。そこで、これまで管理不備等の指摘があったかどうかお尋ねいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 担当課の総務課長より答弁したいと思います。

総務課長（佐々木人見君） それでは渡邊議員のご質問にお答えいたします。

この立入検査というのは議員おっしゃるとおり、特定耐火対象物、それから非特定耐火対象物、1年に1回とかそういった報告義務はございますが、そういった中で本町の施設、39カ所ございますけれども、ほとんどが最初に結論申しますと指摘があった場所でございます。ほとんどが消耗品等、その交換とか、そういったものでございますけれども、必要な対処はしていかなくてならないということで、それから報告の件についても改定に基づいて定められた機関に報告書を提出しているという状況でございます。

議 長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今、総務課長のご答弁からは、大きな災害につながるような是正は特になかったということだと思えるのですが、消防用設備は水道とか電気と違ってふだんは使われないわけです。したがって、設備が古くなっても点検をしっかりと行っていかないと見つけれないわけでございます。特に、屋内消火栓、あとは消火器とかいざというときに必要な消火設備をしっかりと整えておかなければならないわけでございます。もし、火災のときに故障して使えなかったりしますと、先日テレビ、ニュース等で報道がありましたけれども、ロンドン西部の高層住宅火災のように大きな被害を招く結果になることは容易に想像ができるわけでございます。

そういった事態を招かないように、指摘事項の是正にはスピード感を持ってしっかりと対応していただきたい。この点については、当然職員並びに町長含め認識等対応に取り組む姿勢がとおりだと思いますけれども、この点について改めて町長のご所見をお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 当地区の消防署員、大変厳しいです。情状酌量の余地はないといえますか。これは、私、わたり温泉鳥の海の総支配人でいたとき感じたんですけれども、非常に厳正に指導していただいています。同時に、議員さん今ご指摘のとおり、自分の内部管理点検といいますか、日常の点検、これを徹底するように今後とも指導していきたいと、内部的に指導していきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 先ほど総務課長のご答弁にありましたけれども、本町では公共設備を有する公共施設など39施設あるわけでございます。私も先日消防署に確認をいたしましたけれども、大半が老朽化している施設でございます。非常に子供が集う学校ですとか保育所、さらには不特定多数の町民が利用する各公共施設の消防設備の管理には今後も先ほど町長が申しましたとおり、しっかりと徹底して行っていただきたいと思います。

それでは、続きまして細目2点目の質問に入りたいと思います。

災害時に消防用設備や通信設備、照明器具などを有効に稼働させるためには、これらの設備を動かすための電源を確保し、大規模な停電においても間違いなく作動するように準備しておかなければなりません。そこで、大規模災害等による停電発生時に本町の防災拠点として役場庁舎における必要な電源を確保するための非常用

電源設備の現状についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在の役場庁舎における非常用発電機につきましては、防災行政無線に供給する専用の発電機1台と宮城県総合防災情報システムに供給する専用の発電機1台、そのほかに町内の事務用パソコン等の運用のため、小型の発電機10台を配備し、緊急時の災害対応や情報伝達に備えております。

昨年4月に発生いたしました仙南地域における大規模停電においても、配置している発電機を活用し、町民の方々に対し防災行政無線によりまして情報提供を行いました。現在、建設準備を進めております新庁舎におきましては、災害発生時に中心的な防災拠点となることから、自家発電設備を配置することによりさらなる防火機能の充実強化に図ることにしております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） さきの東日本大震災におきましては、ほかの沿岸自治体では緊急時に必要な役割を果たさず、発電機が作動しなくて災害対応に困難を要した事例が多数ございました。本町ではその対策として発電機の点検等含め、どのような点検を行っているのかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 先ほど町長の回答といたしますか、答弁にもございましたけれども、防災行政無線とか県の総合防災システムについてはもちろん定期点検を置かなくてはいけないということで定められております。そのほか、先ほども回答の中でお話ししました事務用のパソコン等の運用のための小型発電機、これらについてもこの間の実際6月11日の防災訓練で担当課となる企画財政課とか総務課でかけ方を初め、きちんとした稼働がなされたというところを確認しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） この防災対策について質問するときに、いろいろ総務課にお伺いしまして情報をいただいておりますけれども、その中で平成28年4月21日に起きた大停電、記憶に皆さんも残っているかと思っておりますけれども、この報告書を見ますと確かに大きな人命にかかわるような被害は特にごさいませんでしたけれども、復旧作業に要した約2時間程度でございます。発生時刻が午後1時18分、そして復旧時

刻が3時5分でございました。

この2時間程度の中ではありますけれども、町民生活課、健康推進課、福祉課といった主要な部門の窓口での証明発行業務が休止したという事実がございます。本町では、いまだ仮設プレハブでの業務体制によって多くの制約があることは、職員の皆さんのみならず町民の皆さんも周知のことと思います。ゆえに、このご理解とご協力に甘んじることなく、現在の非常用電源設備で万が一同じような、またそれ以上の大停電が起きた際に、本当にしっかり役場機能が果たせるのか改めて検証し、主要部門への電源供給がしっかり体制を整える、電源供給がしっかり供給できる体制づくりなど、防災拠点としての万全の体制を整備すべきと私は思うわけですが、その点について町長のご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 発電機につきましては、各防災集落、行政かな、防災のための発電機も配備していて、これらも配備しています。したがって、今ご指摘のとおり、全てが町でも課題に載せているのが、それらの発電機も今後は利用できるんじゃないかと思います。

今思い出したんですけれども、6年前の発災時の夜8時の私の行動は、南町に行きまして発電機を借りました。これは何かといいますと、おにぎりづくりのための、もう停電だったですから、たまたま何カ所か防災組織において発電機持っていたんですね。その後は、次の夜からは、建設会社の方々の発電機をここに集めて実はやったというのが今記憶にあるわけですが、そういう面では前と違った面は各行政区にも発電機を備えているという面は大変心強いなと思います。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） 私の調べによれば、東日本大震災発災の際、津波で流されたものを除くと整備不良によって作動しなかった発電機は被災地域の全体の41%にも及ぶそうです。これが被害を拡大させる原因の一つになったことがわかってきております。

先ほど、建設準備を進めている新庁舎において自家発電を整えていくという、町長のお話がありましたけれども、震災の教訓をしっかりと生かすためにも非常用電源の点検というもの、定格荷重の30%以上の負荷試験が消防法で義務づけられているわけがございます。ですから、そういった実際に建築が進んだ後、設置後のメンテナンスなどで発生する費用も含めた建設計画の必要性を強く申し上げまして、最後の

質問に入ってまいりたいと思います。

細目3点目、防災体制の整備状況についてであります。防災体制の整備充実につきましては、第5次総合発展計画第5章、きずなを深める自治づくりにおいて重要事項に位置づけられておりますが、おのおの具体的な対策をどう講じていくのか。

初めに町長のご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 東日本大震災以降の防災対策といたしましては、亘理町震災復興計画、亘理町地域防災計画、そして第5次亘理町総合発展計画に基づきまして避難道路や防災公園整備などといったハード事業のみならず、亘理町津波避難計画策定や、亘理町防災マップの配布、さらには亘理町防災活動等資機材整備事業補助金制度や、亘理町災害時協力井戸制度の設定、自治体及び民間企業との協定締結といったソフト事業もあわせて進めてまいりました。今後は、これまで実施してきました各種事業計画に継続的に、継続して進めていくとともに、新庁舎とあわせて新たな備蓄倉庫の建設を計画しているところであります。

このため、今年度中に女性や子供、高齢者の方々に配慮した備蓄品の整備計画を含めた防災備蓄倉庫基本計画を策定いたしまして、災害時の備蓄体制の強化に努めていきたいと考えています。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） ただいまの町長のご答弁から防災倉庫、今お話がございました。この建設基本計画を策定することですけれども、どれくらいの規模を想定しているのか、今現在わかりますか。もしよろしければ。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当の総務課長より答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） ただいまのご質問でございますが、防災備蓄倉庫の基本計画、これについては平成29年度当初予算で570万円ほどあげさせていただいております。これについて、1週間くらい前だと思うのですが、入札が行われて業者が決定したということで、今後その備蓄倉庫の位置的なこと、規模、どういったものを備蓄したらいいか、大まかに申し上げるとその3点だと思うんですが、いろいろ町長の回答にありましたとおり、高齢者とか女性や子供に配慮した備蓄品、そういったこと

まで含めまして基本計画の中で練っていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

- 2 番（渡邊重益君） 今ほど課長の答弁から位置的なものと答弁がございましたけれども、新庁舎の基本計画にある公共ゾーンの給食センターにあるその西側という位置のところで計画ということで、その位置的なところはよろしいでしょうか。また、別の場所を計画でしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 場所は、公共ゾーンの中は間違いございません。ただ、実際に公共ゾーンの全体計画の中で、現在において給食センターがあって、たしか防災備蓄倉庫の東側からいいますと、ただ実際に今後の周りの庁舎以外の建物がいつ建つかといったこともございますので、例えば備蓄倉庫が余りにも離れている状況が生まれますと、なかなか大変なのかなというのも懸念される場所なので、庁舎との位置関係、公共ゾーンの中に建てるのは間違いありませんけれども、その辺も含めまして検討していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

- 2 番（渡邊重益君） 今後検討していくということでございますけれども、備蓄品におきましては女性や子供、高齢者に配慮したものであるということで計画を進めていくというお話でございましたが、1点私のほうで申し添えておきたいのは、東日本大震災の際に私のところに来られた方が、家族にストーマ増設患者さんがいらっしゃったようです。そこに、発災当初ケア用品に不足に直面し、大変その患者さんが苦勞なされたというお話から、備蓄倉庫においてはそういった医療介護用品の検討を強くお願いしたいと考えております。

また、先ほど課長から答弁ありました本年度570万円の予算措置ということで、たしか私の記憶に残っているのは3月の予算委員会の際に同僚の熊田議員から備蓄品の水の消費期限切れの問題、それから例えば乾パンが高齢者になると歯が弱くなって食べられないということも考えて、しっかり備蓄品の検討をしてくださいという、明快なご指摘があったかと思えます。そういったように、防災士の熊田議員もしっかりそういった提言をされているわけでございますので。女性や子供、高齢者さらには医療、介護、福祉も含めしっかりと備蓄倉庫の役目を果たすよう、しっかりとご検討をいただければと思います。

それでは、最後の細目2点目の質問に入りたいと思います。

大規模災害や感染症の流行など、突発的な事態が発生した場合に備え、職員の参集方法や業務事業を継続して行うための計画、いわゆるBCPビジネスコンティニュエティープランニングの略だそうです。私、中学時代に余り英語得意でなかったものですから、発音が悪かったかもしれませんが、この策定について、総務省の調査結果によりますと、本町では平成30年以降の策定目標とアンケート回答しているようでございます。このBCPつまり業務継続計画、この策定について本町の取り組みの状況についてまずお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 市町村が業務計画を作成するに当たりまして、国から首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定など、重要な6要素を含むガイドラインが示されておりますが、この内容につきましても、平成25年度からの亘理町地域防災計画の策定に合わせまして策定いたしました災害対策本部設置運営マニュアル、災害時職員初動マニュアルにおいて非常時に実施すべき活動内容や手順とほぼ同様の内容となっておりますことから、現段階におきましてはこのマニュアルを活用することで災害発生時の初動対応をとることとしております。

しかしながら、業務継続計画は人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況の中で、応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講ずることにより、大規模災害時であっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画でありますので、計画策定について今後前向きというか早急に検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） 前向き、早急に対応してまいりたいという町長のご答弁であります。よろしかったですよね。

熊本地震を教訓に、国では災害拠点病院にBCP計画の策定を義務化いたしました。宮城県も28年度末に策定をいたしております。また、近隣市町村も軒並みこういったBCP計画を策定している状況でございます。28年10月に総務省が取りまとめた調査結果によりますと、宮城県の状況は35自治体のうち既に18自治体が策定済みでございます。昨年度末までに21自治体が策定を見込んでおったものですから、

恐らく21自治体の計画策定自治体があると思います。率にしますと60%でございます。

本町は津波被災自治体として、また復興事業も完遂に向かっていることから、今後はこのBCP計画の策定といったソフト面の強化を図ることによる防火防災力強化が急務と考えますけれども、先ほど早急にという言葉、私お聞きしましたけれども、町長のご所見をもう一度お願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確におっしゃるとおり、計画というのは大切だと思います。ただ、往々にしまして計画をつくってそれで終わりという場合もあるわけです。今回の震災で私ども大変貴重な経験をしたわけでございます。確かに、計画をつくるにしてもそれを実行するにしても、一番大事なのはそれを実行する方のマインドじゃないかと思えます。この点につきましては、当方の役場職員は自分の家族が犠牲になりながら、本当に淡々として業務についてくれました。こういったマインドについては、私はOB会についても大変感謝しております。ただ、これは町民の方々には広くわかってもらえていません。したがって、私も聞くのはあのときの町の対応は随分悪かったのかなんとか、そういう対応、苦言は聞くんですけども、あのときの我がほうの職員のいわゆる業務に従事した態度はすばらしいものがあったと思えます。ですから、まずもって計画が大事なんですけども、マインドをどう高めていくか、そしてまた継続していくか、このことも同時に大事だなと思えます。ですから、計画を立てるとともに、この辺も今後ともいい伝統を継続していくという方向に持っていきたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今、町長から当時職員は自分の家族を犠牲にしてもと、そのマインドをしっかりと確認されたというお話から、私が伺った感動した秘話を一つ確認の上でお話ししたいと思うんですけども、震災発災直後、困惑する役場内において沿岸部の被災状況を確認するために志願した幾多の職員さんが、前齋藤邦男町長からの訓示を受けまして命を顧みず役場庁舎を後にしたというお話を実は伺ったんですけども、これは町長、間違いございませんか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 直接、どういうあれしたか私はよくわからないんですけども、そ

それぞれの立場で行動したと。それから、もう一つ役場職員のことを申し上げたんですけれども、当然消防団員の方も同じでございます。それから区長さん方も発災直後から駆けつけていただきまして、例えば毛布とかそういった資材の調達と申しますか、物資の調達、各方面の方々、町民の方々、本当に応援していただきました。ただ、亘理町で幸いだったのは先ほど申されたように、沿岸部と内陸の半分がいわゆる浸水しなかったと、このことは先ほどの発電機もそうなんですけれども、大変はその辺が亘理町にとっての本当に幸いなことだったのかなと。半分残ったことによって対応できたということ、この点も地の利に対しても感謝しているといえますか、しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） いずれにしましても、行政の使命は住民の生命財産を守ることあります。職員も家族があり地域がある以上、決して命を大切にせずにはおられないと私も思うわけでございますけれども、震災から6年が経過した今、公務員の本旨に立ち返っていただき、一日も早い策定とひいてはこのBCP計画、亘理町の安心安全な生活を守るための計画となるように、私の期待を込めまして一般質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤 實君） これをもって渡邊重益議員の質問を終結いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時49分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 小 野 典 子

署 名 議 員 高 野 進